

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 15 年 10 月 10 日

内閣総理大臣 殿

山形県知事 高橋 和雄

平成 15 年 4 月 21 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項（カッコ内は区域計画申請書（本体）上の区分）
 - 1) 構造改革特別区域計画の目標（6）
 - 2) 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的効果（7）
 - 3) 特定事業の名称（8）
 - 4) 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項（9）

2. 変更事項の内容

1) 構造改革特別区域計画の目標（6）

<p>変更前 (該当部分抜粋)</p>	<p>[略]</p> <p>【関連分野の産業の集積】</p> <p>上記4に記述したとおり、本特区内には関連分野において高いポテンシャルを有する企業群が存在している。これら企業を中核として、共同研究やO R T（オンザリサーチトレーニングの略＝試験研究機関が行う研究開発に企業から派遣された技術者が協働して従事するもの。研究開発を通じて技術移転を図る手法として有効であるとされている。）研究成果に係る講習会、試作会等を通じて技術移転を行い、他地域にはない高い技術競争力を持つ地域を形成していく。</p>
<p>変更後</p>	<p>[上記に以下を追加する]</p> <p>さらに、特例の活用により、エマージング諸国等で生産される価格競争力に優れた部材の調達の容易化など、国際貨物の円滑な流通を支える環境を整備し、超精密技術の集積の実現に資する強固な経済基盤を構築する。</p>

2) 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的効果（7）

<p>変更前 (該当部分抜粋)</p>	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究施設の使用手続きの使用容易化事業、国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の活用により、山形大学工学部、地域共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー等で取組む超精密技術分野での研究交流が促進され、本区域内での知識集約、産業集積の加速化が期待される。
<p>変更後</p>	<p>[上記に以下を追加する]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業の活用により、特区内の国際貨物の取扱量は当初ベースで年間約80億円程度増加するとともに、新たな保税蔵置場の設置も見込まれることから、通関量は順次拡大し、概ね5年後には約20%増の95億円程度になるものと期待される。また、この特例の活用に併せ、改正関税法に基づく非居住者による国際V M I（Vender Managed Inventory 部品供給メーカーによる在庫管理）の導入を支援することで、海外調達に係る在庫負担の圧縮、輸入に係るリードタイムの短縮等が図られ、産業競争力の強化が期待される。

3) 特定事業の名称(8)

変更前 (該当部分抜粋)	<p>国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(202)</p> <p>外国人研究者受入れ促進事業(501～503)</p> <p>特定事業に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)</p> <p>国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(704)</p> <p>国の試験研究施設の使用容易化事業(705)</p> <p>国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813)</p> <p>国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(815)</p>
変更後	<p>[上記に以下を追加する]</p> <p>距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業(706)</p>

4) 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項(9)

変更前 (該当部分抜粋)	<p>(2) 距離基準の特例による保税蔵置場の設置</p> <p>平成15年10月以降に特区の特例措置として認められる当該項目を追加申請することとし、管轄の税関官署から50キロメートル程度は離れた特区内の一部に、輸入貨物を取扱うことができる保税蔵置場が設置されるよう関係機関との調整を図る。</p> <p>実施時期 平成15年10月以降</p> <p>(3) 関連企業の集積促進</p> <p>山形自動車道や東北中央自動車道(山形南IC～東根IC、米沢北IC～南陽・高畠IC開通済み)、山形新幹線、山形空港(東根市)等交通インフラが整備されている地域的優位性を活かすとともに、特区内の特定業務団地(米沢オフィス・アルカディア団地)に係る地方拠点法上の規制(誘導を図るべき「産業業務施設」として「工場」は除外されている)の特例を提案しつつ、本県独自の優遇制度を設け関連企業の誘致を図る。</p>
変更後	<p>[上記の内(2)を削除し、(3)を以下のとおり変更する]</p> <p>(2) 関連企業の集積促進</p> <p>山形自動車道や東北中央自動車道(山形南IC～東根IC、米沢北IC～南陽・高畠IC開通済み)、山形新幹線、山形空港(東根市)等交通インフラが整備されている地域優位性を活かすとともに、本県独自の優遇制度を設け関連企業の誘致を図る。</p>

別 紙

1. 特定事業の名称

距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（706）

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、管轄の税関官署から路程で 25km を超え概ね 100km 以内に保税蔵置場を設置しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の計画変更の認定の日から

4. 特定事業の内容

（1）事業内容

超精密技術関連産業の集積促進のためには、先導的な研究分野で産学官連携プロジェクトを推進し、地域固有の独創的な技術を確立することはもとより、エマージング諸国等で生産される価格競争力に優れた部材の調達の円滑化など、国際的な水平分業体制を整備することにより価格競争力の強化を図り、特区内の産業競争力全体を引き上げていくことが急務となっている。

このため、高速交通網の整備が近年急速に進展している本県の特性を活かし、管轄の税関官署である東京税関酒田税関支署山形出張所から、路程で 25km を超え概ね 100 km以内に位置する区域に所在する保税蔵置場において、外国貨物の輸入の取り扱いが可能となるよう、関税法基本通達 43 - 1（2）に規定する「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」の特例を活用するもの。

認定後、県としては、関連企業や団体等に対し本特例の周知を図り、その活用を促進するとともに、保税蔵置場の新たな設置の支援など、国際貨物の拡大が図られるよう環境の整備に努めていくこととする。

（2）事業が実施される区域

当該特例の活用事業が実施される区域は、米沢市、高畠町の 2 市町のうち管轄の税関官署から路程で 25km を超え概ね 100km に位置する区域。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の内容

関税法基本通達43-1(2)に規定する「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」について、現行規定では「管轄の税関の官署から概ね25km以内の場所にある施設であること」とされているものを、「交通施設等の整備状況からみて貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものとして内閣総理大臣の認定を受けた特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が約100km以内の場所にある施設」についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とするもの。

(2) 適合性判断の根拠

地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備状況からみて、当該特区内において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認められること。

管轄の税関官署が所在する山形市と当該特例を導入予定の米沢市の区間のうち、南陽市～米沢間の約9kmについては、平成9年11月に東北中央自動車道が供用開始され約15分程度の時間短縮が図られている。

当該地域に輸入される国際貨物の主要な荷揚げ地である、京浜地区と当該地域を結ぶ区間のうち、東北自動車道福島JCT・米沢ICの約28kmについては、平成11年2月の施行命令を受けて既に一部工事に着手しており、約30分程度の時間短縮が期待されている。

また、県内の国際貨物の荷揚げ地である山形県酒田港と当該地域を結ぶ区間のうち、山形北IC・酒田みなとICの約116kmについて、平成13年8月に全線が開通し約70分程度の時間短縮が図られている。

さらに、東北地域の国際貨物の物流の拠点である宮城県仙台港と当該地域を結ぶ区間のうち、仙台南IC・仙台北港ICの約22kmについても、平成13年8月に全線が開通し約15分程度の時間短縮が図られている。

当該地域には超精密技術分野の産業集積があり、本特例を活用することにより、価格競争力に優れた部材の海外調達の円滑化など、国際的な水平分業体制の整備が図られ、産業競争力の強化が期待される。

特例の適用により、特区内の国際貨物の取扱量は当初ベースで年間約80億円程度増加するとともに、新たな保税蔵置場の設置も見込まれることから、通関量は順次拡大し、概ね5年後には約20%増の95億円程度になるものと期待される。

当初の増加見込み額は、管轄の税関官署である東京税関酒田税関支署山形出張所における平成14年の年間輸入取扱総額の94億4,788万5千円及び平成15年上半期の実績から換算した通年の通関見込額の約60億程度に匹敵する額であり、国際貨物の取扱量は相当程度増進するものと認められる。

当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね 100 キロメートル以内の場所にあること。

路程換算で約 50 k m である。(別紙参照)

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	NECロジスティクス(株) (代表取締役社長 古勝 紀誠)
住所	米沢支店：山形県米沢市八幡原 1-1-26 (本社：神奈川県川崎市中原区小杉町 1 - 4 0 3)
概要	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NECグループの物流子会社として昭和47年2月設立。 ・貨物自動車運送業のほか、航空貨物運送代理店業、通関業、輸出入業務の代行に関する業務等を行う。 ・計画区域内に所在するNECパーソナルプロダクツ米沢工場（NEC製パソコンの国内唯一の生産拠点、米沢市下花沢地内）のロジスティク業務を担当。 <p>特定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年9月5日付けで保税蔵置場の設置許可申請（IS貨物限定条件付）を既に行っており、許可を取得次第保税蔵置の業務を行うこととしている。 ・田村倉庫(株)万世支店（米沢市万世町桑山字下松木 2723 番地 1）のスペースを借り受けて設置の予定。 ・当該特例の活用に加え、改正関税法に基づく非居住者による国際VMIを採用し、コスト削減と輸入に係るリードタイムの短縮を図ることとしている。 ・具体的な事業計画は別紙のとおり <p>注）IS貨物限定条件付の保税蔵置場の許可 関税法基本通達43-1(2)「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」の(へ)に規定する「法第43条の3項第1項《外国貨物を置くことの承認》の規定により」外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設」のこと。</p> <p>注）非居住者によるVMI VMIとは Vender Managed Inventory の略で、部品供給メーカーによる在庫管理をいう。 今年4月関税法の改正で「非居住者によるVMI」が認められ、外国法人が国内ユーザーのために保税状態で国内の保税蔵置場まで搬送し、輸入申告の直前（あるいは搬出直前）まで在庫管理することが可能となった。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	NECロジスティクス株 (代表取締役社長 古勝 紀誠) (本社：神奈川県川崎市中原区小杉町1 - 403)
意見を聴いた日時	平成15年4月25日、5月12日、6月6日、9月8日
意見を聴いた方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同社国際事業部ソリューション部長、同部海上輸送部税関士等と特例措置の活用方策・効果等について意見を聴いた。 ・また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該特定事業を活用に併せ、「非居住者によるVMI方式」による輸入方法を採用することにより、製品のコストダウンと輸入に係るリードタイムの短縮に大きく貢献することが期待される。 ・特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。同社としては11月の早い時期を希望。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の税関支署とも情報交換を行い、特例の円滑な活用が図られるよう準備を進めることとした。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	日本通運(株) 米沢航空支店 (代表取締役: 岡部正彦) (米沢航空支店長: 三上 茂)
住所	米沢市八幡原5 - 3948 - 7 (本社: 東京都港区東新橋1丁目9番3号)
概要	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I A T A 代理店 ・ 輸出航空貨物及び輸出海上貨物の取り扱い業務を行う。 ・ 米沢市八幡原中核工業団地内のメーカーを中心に、置賜地域一円のエリアにクライアントを有する。 <p>特定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 10 年 3 月 24 日に保税蔵置場の許可を取得し、保税蔵置場に係る保管、在庫管理業務を行う。 ・ 輸出貨物に限り取り扱いを行う。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	日本通運(株) 米沢航空支店 (支店長 三上 茂) (住所：米沢市八幡原5 - 3948 - 7)
意見を聴いた日時	平成15年4月25日、6月6日、9月11日、10月6日
意見を聴いた方法	<ul style="list-style-type: none">・同社米沢支店長等と特例措置の活用方策・効果等について意見を聴いた。・また、上記打合せの外、口頭で随時意見を聴いた。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・特例の活用を希望。・特例活用の経済的効果を広報するなど、当該特区内における輸出入企業に対しての支援を要望。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none">・所管の税関支署とも情報交換を行い、特例の活用が図られるよう準備を進めることとした。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	米沢市 (米沢市長 高橋 幸翁) (住所：米沢市金池五丁目2 - 25)
意見を聴いた日時	平成15年3月25日 平成15年10月6日
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により、山形大学を中心に超精密技術の集積が図られるとともに、地域内への産業集積が期待されるもので、構想の積極的な推進を期待する ・保税蔵置場の設置許可に係る特例の活用により、当該地域の国際貨物の流通量の増大が図られるものと期待する
意見に対する対応	

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	高畠町 (高畠町長 渡部 章) (住所：高畠町大字高畠436)
意見を聴いた日時	平成15年3月25日 平成15年10月8日
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により、山形大学を中心に超精密技術の集積が図られるとともに、地域内への産業集積が期待されるもので、構想の積極的な推進を期待する ・保税蔵置場の設置許可に係る特例の活用により、当該地域の国際貨物の流通量の増大が図られるものと期待する
意見に対する対応	